

令和5年11月8日

全員協議会資料

【案件】

市が被告となった民事裁判の和解案について

【1 訴訟概要等】

■ 原告 A 氏(の後見人)が、訴外東内京一元職員が原告 A 氏及びその配偶者訴外亡 B 氏に対し横領ないし窃盗行為を行ったことについて国家賠償法第 1 条第 1 項に該当するとして和光市に損害賠償の支払いを求めた訴訟。

■ 損害賠償請求金額:7,370 万円及びその遅延損害金

内訳:訴外東内元職員による横領及び窃盗による損害相当金	6,700 万円
弁護士費用相当損害金	670 万円
遅延損害金	平成 31 年4月2日から支払済まで年 5%

■ 第 1 回口頭弁論 令和 4 年 9 月 1 日(さいたま地方裁判所)

■ 「横領ないし窃盗行為」について

東内元職員が、原告 A 及び配偶者訴外亡 B 氏の高齢者夫婦に対し、後見開始の審判を求める市長申立てを進める中、現金やキャッシュカードを預かった。そして、東内元職員はその現金を横領、またキャッシュカード使用により現金を不正に窃取行為を行い、刑事事件となった。

刑事事件は、令和 3 年 9 月 17 日、判決が確定した。

【2 市の対応】

- 横領及び窃盗行為は訴外東内元職員が個人で行った行為であり、国家賠償法第 1 条第 1 項には当たらないとして、応訴した。

【3 経緯の概要】

日付	内容	損害賠償額
令和 3 年 12 月 22 日	A 氏の成年後見人である C 弁護士から和光市の顧問弁護士である豊泉法律事務所に「被後見人の和光市に対する損害賠償請求について」が郵便にて到着。	6,500 万円
令和 4 年 1 月 28 日	和光市と豊泉法律事務所と示談折衝について、業務委託契約を締結。	
令和 4 年 2 月 14 日	豊泉法律事務所から C 弁護士へ損害賠償には応じられない旨の回答書を送付。	
令和 4 年 6 月 28 日	今回の訴状が市に郵送で到着。豊泉法律事務所に訴状が提出された旨を連絡。	7,370 万円
令和 4 年 7 月 14 日	市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について説明。【全員協議会】	
令和 4 年 7 月 21 日	市、豊泉法律事務所と訴訟業務委託を締結。	

令和4年8月25日	豊泉代理人弁護士から、さいたま地方裁判所へ「答弁書」を提出。	
令和4年9月1日	第1回口頭弁論(さいたま地方裁判所)	
令和4年10月12日 ～ 令和5年6月21日	第2回～第7回 Web 会議での書面による準備手続き 合計6回 原告被告双方、主張・証拠提出を書面にて交互に行う。 第2回 R4.10.12 第3回 R4.11.21 第4回 R5.1.17 第5回 R5.3.14 第6回 R5.5.9 第7回 R5.6.21	
令和5年8月7日	裁判所よりFAXにて、代理人弁護士宛てに市が6,500万円支払う旨の和解案が示された。	6,500万円
令和5年8月17日	裁判所から和解案が示されたこと及び和解案への対応は検討中の旨を報告。 【議長報告】	
令和5年10月25日 (令和5年9月6日予定 →裁判所の都合で延期)	第8回 Web 会議にて、裁判所が示した和解案に対する双方の回答の確認及び協議。 裁判所からの提案で和解額4,870万円及び支払時期を令和6年1月10日とする新たな和解案が示された。	4,870万円

【4 原告・被告双方の主張】(国家賠償法の解釈)

国家賠償法 1 条 1 項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

■ 原告の主張

損害を与えた(加害行為):横領行為及び窃盗行為

職務を行うについて:職務行為及びこれと密接な関連を有する行為を含んでいる。

- ・今回の窃盗行為等は、職務執行行為を契機として、勤務時間中にも行われていたことから、密接な関連を有する行為と言え、要件を満たしている。

■ 被告の主張

損害を与えた(加害行為):横領行為及び窃盗行為

職務を行うについて:一部要件を満たさない。

- ・行為の大半が勤務時間外・市役所外で行われ、密接な関連を有する行為ではない。
また、保健福祉部長(福祉事務所長)からの異動後は、事務管轄権の範囲外で、現金・キャッシュカードの預かり保管及び引き出しの権限はない。

【5 当初の和解案(8/7 裁判所提示)】

■ 被告(市)は原告(A氏)に対し、6,500万円を支払う

理由:

①加害行為について

- ・東内元職員は、現金・キャッシュカード等を適切に保管すべき職務上の義務を負っている。
- ・東内元職員が、A氏に無断でキャッシュカード等を持ち出し、安全性が不十分な手元に留め置いた行為は、職務上の義務に反し、国家賠償法上違法と評価される。
- ・東内元職員の横領行為及び窃盗行為は、東内元職員の職務上の保管義務違反行為に伴う損害発生の危険性が具現化したものと評価することができ、違法行為そのものを構成するのではなく、損害の現実的発生に至るまでの因果の流れにすぎない。

②「職務を行うについて」

- ・東内元職員の職務上の保管義務は、保健福祉部長兼福祉事務所長から教育部長に異動した後も、後任者に引き継ぐまで継続するというべきであり、異動の前後において、市の国家賠償法に基づく損害賠償責任の有無に異同を生じることはない。

～市長部局の認識～

市の主張が全く考慮されていない上、

原告の主張とも異なっている

【6 二回目の和解案(10/25Web 会議)】

■ 裁判所は、原告との個別協議の後、以下の内容を提案した。

①市は4,870万円を支払う。

②支払期日は、令和6年1月10日期限とする。

■ 次回のWeb会議(11月8日 午後)において、二回目の和解案を受け入れるかの確認がある。

～市長部局の認識～

市の主張が一部考慮された

【7 市長部局の和解案に対する見解】

① 新たな和解額(4,870万円)は、市の主張の一部が認められたものと推察する。

→理由は示されていないが、減額された額は、市が主張してきた東内元職員が保健福祉部長(福祉事務所長)からの異動後の窃盗額と概ね一致するものと認識。

② 当初の和解案の理由からすれば、和解案に応じない場合や裁判を続けた場合には、損害賠償額が満額になる恐れがある。

→満額となった場合の試算:約9,068万円(平成31年4月2日～令和5年11月8日)

【8 今後について】

■ 市長部局としては、議決を前提として、和解案を受け入れる方向で裁判所・原告に伝えることと判断した。

■ 令和5年12月定例会市議会に、和解受入れの議案及び損害賠償額の補正予算案を上程予定。